

(趣旨)

第1条 この要綱は、劍淵町がインターネット上に公開しているホームページ（以下「町ホームページ」という。）へのバナー広告（町ホームページに表示される広告画像であって、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。以下同じ。）の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(バナー広告等の範囲)

第2条 バナー広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページ（以下「バナー広告等」という。）の内容は、行政広報の公共性及び品位を損なうおそれのないもので町民生活において不利益を与えないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (7) その他町ホームページに掲載するバナー広告等として適当でないと町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、バナー広告等の掲載に関する基準については、町長が別に定める。

(バナー広告の掲載順序)

第3条 掲載するバナー広告の順序は、次に掲げる順とする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益的法人及びこれらに類するもの
- (2) 私企業及び事業を営む個人で、町内に事業所等を有するもの
- (3) 私企業及び事業を営む個人で、町内に事業所等を有しないもの
- (4) その他町ホームページに掲載するバナー広告として町長が適当と認めるもの

2 前項の場合において、順序が同じバナー広告が複数ある場合は、掲載希望期間の長いものを優先順序とし、また掲載希望期間が同一の場合は、新規申込者を優先とし、かつ複数の場合は抽選により決定する。

(バナー広告の掲載位置及び枠数)

第4条 バナー広告の掲載位置は、町ホームページのトップページで町長が指定した場所とする。

2 バナー広告の枠数は、12枠以下とする。

(バナー広告の規格等)

第5条 バナー広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 画像の大きさ横200ピクセル×縦40ピクセル
- (2) 画像の形式J P E G形式又はG I F形式（透過G I F不可）等の静止画像

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1枠につき次のとおりとする。

- (1) 町内に事業所等を有するもの 月額3,000円
- (2) 町内に事業所等を有さないもの 月額5,000円

2 広告主は、町長が別に指定する期日までに、広告掲載期間に対する掲載料について、一括

して納入しなければならない。

3 広告掲載料は、原則として返還しない。ただし、広告の掲載を決定した後に広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載できなかつたときは、この限りでない。

4 前項ただし書の規定により、広告掲載料の返還が生じた場合においても、返還金に対する利息は、これを付さないものとする。

(広告掲載期間)

第7条 広告掲載期間は、1月を単位として、最低3月以上、24月を限度とする。ただし、更新は妨げない。

(バナー広告掲載の募集)

第8条 バナー広告の掲載の募集は、町ホームページ、町広報紙等により行うものとする。

(バナー広告掲載の申込み)

第9条 バナー広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、剣淵町ホームページバナー広告掲載申込書(別記様式第1号。以下「申込書」という。)に掲載しようとする広告原稿を添えて、町長に提出しなければならない。

(バナー広告の掲載決定等)

第10条 町長は、申込書を受理したときは、内容を審査し、掲載の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により掲載の可否を決定したときは、剣淵町ホームページバナー広告掲載承認(不承認)通知書(別記様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 バナー広告の掲載の決定を受けた者は、町長が指定する期日までに、希望するバナー広告の掲載期間に係る広告掲載料を一括して前納しなければならない。

(バナー広告等の内容の変更請求)

第12条 町長は、現に掲載しているバナー広告等の内容が第2条に規定する要件に適合しなくなったと認めるときは、当該バナー広告の掲載を中止し、当該要件に適合するよう広告主に対してバナー広告等の内容の変更を求めることができる。

(バナー広告掲載の取消し等)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他の手続をすることなく、バナー広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。

(2) 前条の規定によるバナー広告等の内容の変更請求に広告主が応じないとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、町長がバナー広告の掲載を適切でないと判断したとき。

2 前項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合において、既納の広告掲載料は還付しない。

(バナー広告の内容等の変更)

第14条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、剣淵町ホームページバナー広告内容変更・取消申請書(別紙様式第3号)により速やかに町長に申し出なければならない。

(1) バナー広告の内容等を変更するとき。

(2) 申込書の記載内容に変更があったとき。

(バナー広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、バナー広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定によりバナー広告の掲載を取り下げるときは、剣淵町ホームページバナー広告内容変更・取消申請書(別紙様式第3号)により町長に申し出なければならない。

3 前項の規定によりバナー広告掲載の取下げを受理した場合において、既納の広告掲載料は還付しない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、バナー広告等の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、バナー広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及びバナー広告の内容に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを町に対して保証するものとする。

3 広告主は、バナー広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。